

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置の公表

横浜市報定期第979号 別冊

目 次

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について	1
第1 定期監査	1
1 平成17年度定期監査結果報告	1
2 平成22年度定期監査結果報告	2
3 平成24年度定期監査結果報告	3
4 平成26年度第1回定期監査結果報告	5
5 平成26年度第2回定期監査結果報告	7
第2 財政援助団体等監査	13
1 平成21年度財政援助団体等監査結果報告	13
2 平成25年度財政援助団体等監査結果報告	14
3 平成26年度出資団体監査結果報告	16
第3 行政監査	19
1 平成20年度行政監査（評価）結果報告	19
第4 包括外部監査	20
1 平成24年度包括外部監査結果報告	20
2 平成26年度包括外部監査結果報告	22

※文中の□部分は監査報告書からの抜粋であり、中の見出し符号は監査報告書のとおりとなっています。

通知内容

監査の結果に関する報告に基づいて市長が講じた措置について

第1 定期監査

1 平成17年度第1回定期監査結果報告（平成17年12月21日監査報告第4号）

4 監査の結果

(6) 単独随意契約による委託業務について競争性導入を求めるもの（資源循環局）

資源循環局における委託契約についてみたところ、民間事業者が履行可能な業務について、廃棄物に関する知識と経験が必要とされること、資源循環局の事業に精通していることが必要であること等を理由として、財団法人横浜市廃棄物資源公社と単独随意契約を締結しているが、次のようなものが見受けられたので、競争入札により委託業者を決定されたい。

イ 神明台処分地スポーツ広場等管理運営業務委託

神明台処分地内の埋立が終了した土地の一部に、フェンスで区画分けし、処分地とは別に出入口を設けて軟式野球場、サッカー場、スポーツ広場等を整備し、近隣区民に開放している。この施設の管理運営業務は施設利用者調整、施設整備と緑地管理、構内巡視と門扉の管理、などとされているが、いずれについても他の事業者等でも可能であるもの

[措置結果]

(資源循環局)・・・上記4(6)イ

閉鎖した廃棄物最終処分場である神明台処分地は、廃止に向け法に基づく廃止の技術上の基準を満たすまで、その管理を、長期にわたり適切に継続する必要があります。そこで、その管理に伴う業務を効率化し経費の削減を図ることを目的に、神明台処分地敷地内全体の管理を、平成28年度より委託により実施することとし、平成27年12月に業者選定を行い、平成28年1月に契約手続きを行いました。

神明台処分地スポーツ施設は、廃棄物最終処分場の上部管理に支障が無い範囲での暫定利用施設となります。そのため、指摘の対象であった「神明台処分地スポーツ施設等管理運営業務委託」については終了し、平成28年度から実施する委託業務においては、スポーツ施設の運営は廃棄物最終処分場管理の一部として行います。

- * 処分地全体の管理運営を委託することになり、指摘の対象であるスポーツ施設の管理運営はその一部となったことから、処分地管理業務から分離して競争入札により発注することができなくなった。（監査事務局）

2 平成22年度定期監査結果報告（平成23年3月18日監査報告第3号）

2 債権管理各論

[指摘事項]

(1) 督促の不徹底（健康福祉局）

地方自治体の債権については、公債権は納期限までに納付しない者があるとき、私債権は履行期限までに履行しない者があるときに、期限を指定して督促しなければならないこととされている。

しかし、次の債権について定められた督促を行っていない状況が見受けられたので、法令に沿った督促・債権管理を行われない。

イ 平成20年度から徴収を開始した墓地管理料について、毎年夏季に納付書を送付しているが、未納の場合12月に「市営墓地管理料納入について」により納付をお願いしているのみで、法令に基づく督促は行っていなかった。（健康福祉局環境施設課）

[措置結果]

（健康福祉局）・・・上記2(1)イ

新しい墓園管理システムが平成27年4月から稼働し、平成27年度分の督促を実施しました。

3 平成24年度定期監査結果報告（平成25年3月15日監査報告第3号）

1 公有財産（土地・建物）の管理

(2) 土地・建物の現状把握

[指摘事項]

ア 財産活用の際の必要手続漏れ（こども青少年局）

(イ) 横浜市立旧緑保育園の土地・建物を、無償で地元の町内会に対し貸し付けているが、関係書類が存在しなかった。また、当該町内会は地元の放課後児童クラブ運営委員会に対し、有償（月額8万円）で使用承諾を行っていた。

については、土地・建物それぞれにつき、早急に貸付条件を整備し、適切な貸付手続をとられたい。

（こども青少年局放課後児童育成課及び保育運営課）

イ 公営企業会計における固定資産の実地照合の未実施（環境創造局、水道局）

下水道、埋立、水道、工業用水道及び病院事業の5つの公営企業会計において、それぞれの会計規定等に従い、3年に1回行うこととされている固定資産の実地照合が未実施だった。

については、各会計の状況に合わせて財産所管課間で相互確認を行うなど、規定に定めた実地照合を行い、所管財産の現状把握を図られたい。

（環境創造局経理経営課、水道局資産活用課）

[措置結果]

（こども青少年局）・・・上記1(2)ア(イ)

横浜市立旧緑保育園の土地・建物について、川和地区福祉会館管理運営委員会と平成25年3月15日付で公有財産使用貸借契約書を締結しました。

なお、施設を管理している自治会等貸主から、当該施設の維持管理に関する経費相当分について負担を求められたときには、その金額の正当性が確認できる資料を提出させ、「施設管理に伴う負担金」として放課後児童クラブに補助金を交付できることとしました。

平成26年10月に当該クラブの訪問調査を実施し、経費相当分の適正性について確認し、平成27年4月に当該経費を踏まえた補助金の精算を行いました。

（環境創造局）・・・上記1(2)イ

全有形固定資産を対象に、毎年度概ね3分の1ずつ実地照合を行う計画を平成25年7月に策定しました。

計画に基づき、併せて作成した手順書に沿って、平成25年度から平成27年度の3年間で実地照合を実施し、所管財産の現状把握を行いました。

（水道局）・・・上記1(2)イ

平成25年度から、水道局会計規程に沿って不動産の実地照合を行いました。所有する不動産の数量を考慮して、3年間で全体の实地照合を計画的に行った結果、台帳と実物

資産が一致しており、不動産の管理状況等は良好であることが確認できました。

4 平成26年度第1回定期監査結果報告（平成26年9月16日監査報告第2号）

2 物品購入事務、委託業務等の状況

(2) 検査事務、支出事務

ア 不適切な検査事務（こども青少年局）

[指摘事項]

物品購入事務及び委託業務に関する検査事務や支出事務について抽出してみたところ次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるように改められたい。

(7) 不適切な検査（物品購入等）

a 同一事務所内に一課のみ設置され、かつ複数の係が設置されている場合において、次のような検査が行われていた。

(a) 契約金額が100万円未満の物品を購入する場合は発注事務を担当する係以外の検査員が検査を行うこととされているが、自係の検査員による検査を行っていた。（こども青少年局南部児童相談所33件、こども青少年局北部児童相談所11件）

(b) 契約金額が100万円以上の物品の検査にあたっては、当該契約を発注した事務所以外（他課）の検査員が検査を行うこととされているが、契約金額が100万円以上の業務用洗濯機の購入にあたり、事務所の検査員による検査を行っていた。（こども青少年局北部児童相談所2件）

(イ) 不適切な検査（委託業務）

a 定期清掃業務委託契約において、仕様書で日常清掃や屋外清掃の作業結果報告書の作成について定めていたが、作業結果報告書が作成されていないにもかかわらず、そのまま検査を行っていた。

（計2件：こども青少年局南部児童相談所1件、こども青少年局北部児童相談所1件）

[措置結果]

（こども青少年局）・・・上記ア(7)a(a)・(b)、(イ)a

再発防止のため、平成27年2月に係長及び経理担当者を対象とした経理研修及び、検査事務の審査研修を行い、検査・支出事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行いました。

平成27年2月 検査事務の審査研修

平成27年2月 相互点検

2 物品購入事務、委託業務等の状況

(3) 現金、金券類及び物品の管理等

ア 不適切な現金、金券類及び物品の管理等（こども青少年局）

[指摘事項]

現金、金券類及び物品の管理状況等について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるように改められたい。

(7) 不適切な現金、金券類の管理

a 前渡金により必要経費を支出した場合は、要件を終了した日の翌日から起算して14日以内に精算することとされているが、2件について、それぞれ96日、144日後に精算・戻入処理を行っていた。

(こども青少年局南部児童相談所2件)

b 前渡金受払簿において、決裁が行われていない案件があった。

(こども青少年局南部児童相談所)

d 郵券の受払において、監査日現在では郵券管理簿上の枚数と実際の枚数が一致していたものの、平成25年度中の郵券管理簿の増減については正しく記載されていなかった。

(こども青少年局南部児童相談所、こども青少年局北部児童相談所)

f 資金前渡による郵券の購入においては、検査員が郵券管理簿に押印することとなっている。同一事務所内に一課のみ設置され、かつ複数の係が設置されている場合は、購入を担当する係以外の検査員が検査を行うこととされているが、自係の検査員による検査を行っていた。

(こども青少年局南部児童相談所、こども青少年局北部児童相談所)

(1) 不適切な物品の管理

a 購入した備品（事務用椅子など）について、物品管理簿に未記載のものがあった。

(こども青少年局南部児童相談所)

[措置結果]

(こども青少年局)・・・上記ア(7)a・b・d・f、(1)a

再発防止のため、平成27年2月に係長及び経理担当者を対象とした経理研修及び、検査事務の審査研修を行い、検査・支出事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行いました。

平成27年2月 検査事務の審査研修

平成27年2月 相互点検

5 平成26年度第2回定期監査結果報告（平成27年3月17日監査報告第4号）

1 補助金事務

[指摘事項1-1 補助金交付事務]

補助金の活用状況について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。
については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 補助金交付事務

(ア) 補助の対象とならない事業に従事する職員に係る社会保険料等事業主負担分の一部（155,906円）について、本来補助対象経費ではないにもかかわらず、誤って補助対象経費として報告されており、所管課はこれに気付かず補助金を交付していた。

<横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金>（特定非営利活動法人四季の会、健康福祉局障害支援課1事業（1件））

(イ) 補助対象経費のうち、利用者負担金によって充当される経費については補助金額から除外されるべきところ、一部の利用者負担金（8,900円）が収支決算書に計上されておらず誤って報告されており、所管課はこれに気付かず、補助金を交付していた。

<横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金>（特定非営利活動法人四季の会、健康福祉局障害支援課1事業（1件））

[措置結果]

（健康福祉局、特定非営利活動法人四季の会）・・・上記ア（ア）、（イ）

ア（ア）（イ）共に、平成27年3月11日に返還済みです。

また、再発防止のため、平成27年11月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、補助金事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

1 補助金事務

[指摘事項1-2 補助金事務に関する手続、通知等]

補助金事務に関する手続、通知等について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

イ 確定通知

(イ) 補助事業の成果を確認後6か月以上経過してから確定通知を行っていた。

<みなとみらい線と東急東横線の相互直通運転に伴う地下化事業に要する費用の助成金>（都市整備局都市交通課1事業（1件））

(ロ) 確定通知に記載すべき戻入期限が未記載であった。

<横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金>（健康福祉局障害支援課1事業（5件））

[措置結果]

（都市整備局）・・・上記イ（イ）

再発防止のため、平成27年11月に指摘事項を受けた所管課の責任職及び職員に対して経理研修を実施し、補助金事務についての知識を深めるとともに、平成27年3月及び11月に他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

(健康福祉局)・・・上記イ(ウ)

平成27年2月から、確定通知に記載すべき戻入期限を記載しています。

再発防止のため、平成27年11月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、補助金事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

1 補助金事務

[指摘事項1-2 補助金事務に関する手続、通知等]

補助金事務に関する手続、通知等について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ウ その他

(イ) 補助対象の施設において、事業実施要綱に定める5人の職員体制に、9か月に渡って欠員が生じていた。また、欠員を補充するに当たり、事業実施要綱で定める経験年数を満たしていない者を採用していた。

＜横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金＞（特定非営利活動法人四季の会1事業（1件））

(ウ) 利用者負担金の記録簿に、残高との不一致があった。また、利用者に対して領収書の発行が徹底されていなかったため、不一致の理由が不明であった。

＜横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金＞（特定非営利活動法人共に歩む市民の会、特定非営利活動法人四季の会1事業（2件））

(エ) 補助事業者が保管することになっている、補助事業に係る光熱水費の領収書が保管されていなかった。

＜横浜市民設型精神障害者生活支援センター設置運営費補助金＞（特定非営利活動法人四季の会1事業（1件））

[措置結果]

(特定非営利活動法人共に歩む市民の会)・・・上記ウ(ウ)

平成27年2月から、領収書を発行するよう団体を指導し、適正な事務処理に改めました。

また、再発防止のため、平成27年11月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、補助金事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

(特定非営利活動法人四季の会)・・・上記ウ(イ)・(ウ)・(エ)

- ウ (イ) 平成27年4月から、人事異動により、資格要件を満たす職員を配置しました。
- (ウ) 平成27年2月から、領収書を発行するよう団体を指導し、適正な事務処理に改めました。
- (エ) 平成27年2月から、領収書を保管するよう団体を指導し、適正な事務処理に改めました。

また、再発防止のため、平成27年11月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、補助金事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

4 経理事務

[指摘事項4-1 契約事務]

物品購入及び委託に係る契約事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

イ 契約関係書類

- (ア) 予定価格調書の予定価格を修正テープで修正していた。
(都市整備局都市交通課 1件)
- (イ) 契約関係書類については原本を保管すべきところ、請書等の原本が保管されていなかった。
(総務局法制課 1件)

[措置結果]

(都市整備局)・・・上記イ(ア)

再発防止のため、平成27年3月に局内研修及び11月に指摘事項を受けた所管課の責任職及び職員に対して経理研修を実施し、契約事務についての知識を深めるとともに、平成27年3月に他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

(総務局)・・・上記イ(イ)

再発防止のため、課長係長級及び経理担当者を対象に、平成27年5月に経理研修を実施し、契約事務についての知識を深めるとともに、内部監察を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

4 経理事務

[指摘事項4-2 個人情報の取扱いに関する書類]

個人情報の取扱いに関する書類の受領状況について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書

- (ア) 個人情報を取り扱う委託業務については、個人情報取扱特記事項に基づき、受託者

から個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書の提出を受けるべきところ、これらを受領していなかった。

(健康福祉局障害支援課 1 件)

[措置結果]

(健康福祉局)・・・上記ア(7)

再発防止のため、平成27年11月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、契約事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

4 経理事務

[指摘事項4-3 検査事務]

物品購入及び委託に係る検査事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

イ 検査事務(委託)

(イ) 検査調書では検査日が3月31日、検査方法が「実績報告書等の確認」となっていたが、報告書は4月に提出されていた。

(健康福祉局障害支援課 2 件)

(ウ) 委託については、必ず検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。

(健康福祉局障害支援課 1 件)

(エ) 執行伺、発注伺、契約締結伺等の起案者は当該契約の検査員を兼務できないが、起案者が検査を行っていた。

(健康福祉局障害支援課 6 件)

[措置結果]

(健康福祉局)・・・上記イ(イ)・(ウ)・(エ)

再発防止のため、平成27年11月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、検査事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

4 経理事務

[指摘事項4-4 支出事務]

物品購入及び委託に係る支出事務について抽出して確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 支出事務

(ア) 物品購入、委託等において、支払期限内に支払われていなかった。

(健康福祉局障害支援課 2 件)

[措置結果]

(健康福祉局)・・・上記ア(ア)

再発防止のため、平成27年11月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、支出事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

4 経理事務

[指摘事項4-5 現金、金券類及び物品の管理事務等]

現金、金券類及び物品の管理状況等について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 現金、金券類の管理

(オ) 前渡金の管理に当たり、通帳からの引出日と債権者への支払日が異なる場合は、支払日ごとに前渡金受払簿に記帳すべきところ、それぞれの支払日ではなく、同日で支払われたように記帳していた。

(健康福祉局障害支援課)

イ 物品の管理

(イ) 備品については、物品管理簿に記帳して管理すべきところ、記帳していなかった。

(総務局法制課 1 件)

ウ その他

(ア) 入院費等の債権管理について確認したところ、「横浜市病院経営局の私債権の管理に関する規程」では、督促状は診療報酬請求書の審査期限の経過後 30日以内に送付するものとしているが、実際には、患者個人の経済状況等に応じて分割納付などの支払方法に関する相談等を行っていたため、規程に定められた期限内には督促状を発送していなかった。

(病院経営局脳卒中・神経脊椎センター医事課)

[措置結果]

(健康福祉局)・・・上記ア(オ)

再発防止のため、平成27年11月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、現金の管理事務についての知識を深めるとともに、他課との相互点検を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

(総務局)・・・上記イ(イ)

漏れていた物品管理簿への記載を行いました。また、平成27年5月に課長係長級及び経理担当者を対象とした経理研修を実施し、物品管理事務についての知識を深めるとともに、内部監察を行い、適正な事務処理が行われていることを確認しました。

(病院経営局<医療局病院経営本部>)・・・上記ウ(ア)

平成27年3月に「横浜市病院経営局の私債権の管理に関する規程」の一部を改正しま

した。

平成27年2月23日に職員及び責任職に対する研修を実施し、同年4月分から期限内の督促状発送を徹底するとともに、病院経営課が督促状の発送状況等を確認しました。

第2 財政援助団体等監査

1 平成21年度財政援助団体等監査結果報告（平成22年3月30日監査報告第6号）

4 監査の結果等

指定管理施設における役割分担

[指摘事項]

(1) 地区センターにおける光熱水費の不適切な案分割合等《所管区に対するもの》

横浜市戸塚センター（以下この(1)において「センター」という。）は、横浜市戸塚地区センター（以下この(1)において「戸塚地区センター」という。）、横浜市戸塚図書館及び横浜市戸塚公会堂が併設されている施設であるが、光熱水費は戸塚地区センターの指定管理者が全額支払っている。

このことは、他の施設が取り組むべき省エネルギー行動に対する誘因が働かず、結果として、省エネルギーに対する取組を損なうことになりかねない。

センターの光熱水費については、各施設が負担するよう同類施設の単位当たりの平均使用量、容積案分等適切な案分比率を設定するとともに、各施設が専用している施設、設備の管理運用についても、戸塚地区センターの指定管理者の負担とならないよう、各施設が責任をもって実施されたい。

（戸塚区地域振興課）

[措置結果]

（戸塚区）・・・上記4(1)

横浜市戸塚センターは、横浜市戸塚地区センター、横浜市戸塚図書館、横浜市戸塚公会堂の3つの施設が合築された施設であり、ご利用者が当該施設内の複数の施設を利用しやすい設計となっており、利用実態もそのコンセプトどおりとなっております。そのため、セキュリティをはじめ、省エネ対策、駐車場管理等においても3館一体で取り組んでおります。過去2か年の電気活動量をみると平成22年度実績の759,456KWhと比較して、平成25年度は698,256 KWhで約8%減、平成26年度は709,960 KWhで約7%減という効果が認められます。

このため、現行の一括管理の効果を更に高めるため、現行条例で指定管理制度での管理運営が可能な横浜市戸塚地区センターと横浜市戸塚公会堂の2施設は、第3期指定期間（平成28年4月～32年度末）から同一の指定管理者が一体で管理することとなります。地下駐車場・ロビー・トイレ・光熱水費などにつきましても横浜市戸塚地区センターと横浜市戸塚公会堂を管理運営する指定管理者が、横浜市戸塚図書館も含めて一括管理を行い、一層の適切な運営を行います。

なお、第3期指定期間の指定管理者は、平成27年12月に市議会の議決を経て正式に指定されました。

2 平成25年度財政援助団体等監査結果報告（平成26年3月19日監査報告第3号）

(1) 経理処理

ア 財務諸表の記載誤り（横浜市場冷蔵株式会社、横浜食肉市場株式会社）

[監査結果（指摘事項）]

各団体の財務諸表の正確性についてみたところ、次のような事例が見受けられた。については、適切な取扱いとなるように改められたい。

(ウ) 退職給付引当金の未計上、計上不足及び取崩年度の誤り

株式会社や公益法人はそれぞれの会計基準に基づき、将来支払うべき職員の退職金のうち、当年度以前に帰属している金額を退職給付引当金として負債計上することとなっている。

そこで、各団体の平成24年度決算における退職給付引当金の会計処理をみたところ、次のとおり、未計上、計上不足及び取崩年度の誤りがあった。退職給付に係る債務を適切に把握し、計画的に計上する必要がある。

- 管理職の退職金の一部が算定に含まれていなかったこと及び正社員以外の職員が算定対象に含まれていなかったこと等により、約 830万円少なく計上していた。（横浜市場冷蔵株式会社）

(イ) 賞与引当金の未計上及び計上過不足

各団体の平成24年度決算における賞与引当金の会計処理をみたところ、未計上が4団体（公益財団法人三溪園保勝会、公益財団法人寿町勤労者福祉協会、横浜食肉市場株式会社、株式会社横浜市食肉公社）あり、また、約 10万円の過少計上（公益財団法人横浜市資源循環公社）及び約 180万円の過多計上（横浜市場冷蔵株式会社）となっていた。

[措置結果]

（横浜市場冷蔵株式会社）・・・上記ア(ウ)○

管理職退職慰労金については、平成26年度決算において適正な額を計上するとともに、管理職退職慰労金の支払基準を制定しました。なお、専門職員の退職慰労金については、平成25年度決算において適正な額を計上済みです。

（横浜食肉市場株式会社）・・・上記ア(イ)

平成26年度決算において、適正な額の引当金を計上いたしました。

エ 不適切な契約事務（横浜市場冷蔵株式会社）

[監査結果（指摘事項）]

各団体の契約事務についてみたところ、次のような事例が見受けられた。については、各規程に基づき適正に手続を行われたい。

(7) 契約書等の未作成

団体の契約事務関連規定において作成が義務付けられている契約書又は変更契

約書等について、未作成のものがあった。

(横浜市場冷蔵株式会社)

契約書等未作成案件

団体名	内容	金額
横浜市場冷蔵株式会社	日常清掃業務委託 4 件	3,225,235 円

[措置結果]

(横浜市場冷蔵株式会社)・・・上記エ(7)

契約書の未作成であった日常清掃業務委託について、委託内容の精査を行い、平成27年2月及び3月に契約を締結しました。

その他の作業委託についても契約書の漏れがないか確認を行うとともに、再発防止のため契約事務の手続について職員への説明を行いました。

3 平成26年度出資団体監査結果報告（平成27年3月17日監査報告第4号）

6 出資団体

〔指摘事項6-1 固定資産の計上〕

各団体の物品など固定資産の管理台帳への計上状況について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

- イ 団体の経理規程では、固定資産の価値を増加させた場合及び耐用年数を延長した場合は、その支出を資本的支出として固定資産に計上し、固定資産の本来の機能を維持するために支出した額は、維持修繕費とするとしている。

しかし、壁クロス等を張り替える内装改修工事（取得価額 834,028円）について、維持修繕費として費用処理すべきところ、建物附属設備として資産計上されていた。

（株式会社横浜インポートマート）

〔措置結果〕

（株式会社横浜インポートマート）・・・上記イ

平成27年度2月期決算において、該当項目について固定資産科目（建物附属設備）から修繕費への振替処理を行ないました。また、固定資産台帳から当該案件を削除しました。

6 出資団体

〔指摘事項6-2 固定資産の管理〕

各団体の物品など固定資産の管理状況について確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

- エ 固定資産である駐車場サービス認証機を各テナントに貸し出し、「駐車場サービス認証機預り証」をテナントから受領するとしているが、開業時からのテナントからは受領していないなど管理が徹底されておらず、固定資産台帳（以下「台帳」という。）と「駐車券認証機リスト」（駐車場サービス認証機の貸出テナント名等を記載しているリスト）の数量に差があり、台帳の正確性が確認できない状態だった。

（株式会社横浜インポートマート）

〔措置結果〕

（株式会社横浜インポートマート）・・・上記エ

新規出店テナント及び機器更新を迎える既存テナントに「預り証」の取得を徹底しました。また、未廃棄の機器（老朽化による取替え等）について廃棄を行いました。

6 出資団体

〔指摘事項6-3 引当金の計上〕

公益法人及び株式会社は、それぞれの会計基準に基づき、将来支払う見込みの退職金

のうち当年度以前の勤務によって発生する額を計上する「退職給付引当金」及び翌年度支払う見込みの賞与のうち当年度の勤務に係る額を計上する「賞与引当金」を負債計上する必要がある。

そこで、各団体の平成25年度決算における引当金の会計処理を確認したところ、次のような事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

ア 賞与引当金（約 2,292万円）が、未計上であった。

（公益財団法人横浜市建築保全公社）

イ 団体の規程に基づくと 55歳以上の者の退職手当は、定年退職に準じて積算すべきところ、普通退職扱いで積算していたため、退職給付引当金が約 225万円計上不足であった。

（公益財団法人横浜市建築保全公社）

ウ 団体の規程に基づくと退職手当は、勤務成績評価を用いた「職能点」及び勤続年数に応じた「勤続点」を主な構成要素として算定しているが、「職能点」の計上を誤っていたため、退職給付引当金が 18万円の計上過多であった。

（株式会社横浜インポートマート）

[措置結果]

（公益財団法人横浜市建築保全公社）・・・上記ア、イ

平成26年度決算において、適正な金額の引当金を計上しました。再発防止のため、規程や引当金の考え方について、担当職員に対し研修を実施しました。

（株式会社横浜インポートマート）・・・上記ウ

平成27年2月期決算において、適正な引当金を計上しました。また、再発防止策として人事責任者、経理責任者による二重のチェックを徹底しています。

6 出資団体

[指摘事項6-4 未払金の計上]

各団体の未払金の会計処理を確認したところ、会計基準によれば費用については支払義務が発生した年度に計上すべきであったが、物品の納品が平成26年度中であったものを平成25年度の費用としたため、平成25年度に未払金として計上されていた事例が見受けられた。

については、適正な取扱いとなるように改められたい。

（株式会社横浜インポートマート）

平成25年度未払金過大計上

団体名	内容	金額
株式会社横浜インポートマート	パソコン用ソフト(6個)	231,840円

[措置結果]

(株式会社横浜インポートマート)

2月度から3月度において期をまたぐ場合には特に、経理担当者、経理責任者によるダブルチェックの徹底を図り、再発防止に努めています。

第3 行政監査

1 平成20年度行政監査（評価）結果報告（平成20年9月5日監査報告第2号）

(2) 事業分析的手法による検証結果

ア 重点政策4 駅力・地域力戦略

交通安全対策「放置自転車対策」（道路局）

[放置自転車の防止に向けた取組の推進について]

鉄道駅周辺の放置自転車は減少傾向にありますが、平成19年度の一斉調査では、依然として34,000台を超える自転車等が放置されています。道路局では、平成18年3月に横浜市自転車等対策事業指針（以下「指針」）を策定し様々な対策を講じていますが、放置自転車を防止し、良好な生活環境を保持するため、次の取組が必要です。

放置自転車の中には、自転車駐車が空きがあるにもかかわらず、自転車等放置禁止区域（以下「禁止区域」）を指定していない歩道等に放置されているものも多くあります。また、横浜市が建設費の一部を補助している民間の自転車駐車場において、収容台数に対する空き台数の割合が、市営自転車駐車場よりも11ポイントも多い約37パーセントとなっています。

したがって、自転車駐車場への利用を促進するため、禁止区域の新設や拡大とともに、補助金を交付している民間管理者に働きかけ等が必要です。

また、市内の鉄道駅131駅のうち、自転車駐車場が不足しているものが95駅もあり、用地の確保が困難な中、指針に従って自転車駐車場を着実に整備していくためには、鉄道事業者や商店街等の協力に向けた積極的な働きかけを行うとともに、自転車駐車場附置義務制度の導入について検討が求められます。

[措置結果]

(道路局)・・・上記(2)ア

平成27年12月に確定した横浜市自転車総合計画の素案には、駐輪需要を発生させる店舗などに、自転車駐車場を設置する義務を負わせる附置義務制度の導入検討について、盛り込みました。

第4 包括外部監査

1 平成24年度包括外部監査結果報告（平成25年2月4日公表）

第4 外部監査の結果（各論）

VI. 横浜企業経営支援財団について

（2）監査の結果及び意見

①特定資産の取得、取崩及び残高について（経済局）

【監査の結果】

平成23年度末の特定資産残高のうち、財政調整特別資産、修繕積立資産、債務保証損失準備資産（融資安定化基金）及び建設整備償還資金特定資産については取得（積立）及び取崩が任意に行われ、その必要額が明らかになっていない。特定資産残高の必要額を精査して不要な額については取崩を行い、必要額については毎期一定額による取得（積立）又は予め定めた取崩事由による計画的な取崩を行うべきである。

横浜企業経営支援財団（IDEC）は、横浜市の中小企業振興策の実施機関として位置づけられ、横浜市の中小企業振興策を実施するための費用は、振興策の利用者からの収入等を除き、横浜市からの補助金収入と、横浜市の支出又は財政支援によって建設された施設の施設賃貸料収入等によって賄われている。中小企業振興策を実施した結果生じた収支差額（利益）は横浜市からの財政支援額を減少させる又は還元するものである。

また、特定資産は特定の支出目的のために積立てられた資金であることから、その必要額は明確になっていなければならない。

そこで、特定資産の残高は将来明らかに必要となる額を超えていないか、その積立、取崩しに一定のルールがあるかの観点から、各々の特定資産を検討する。

財政調整特別資産（平成23年度末残高220,000千円）は、将来の不測の事態に備えるために取得（積立）されているものであるから全額取崩しを行うべきである。

修繕積立資産（平成23年度末残高428,101千円）は、必要額、積立方針、取崩事由が明らかではない。また、平成22年度は施設の廃止に伴う解体費用のために取崩しを行っている。施設の維持は横浜市の政策判断に依っていることから、横浜市の方針によって、どのような規模のどの施設の修繕を行うのかについて、市はIDECと調整しながらその対象と修繕に係る費用の負担関係を明らかにして、修繕積立資産の必要額を精査しなければならない。必要額を超えた残高については取崩を行うことになる。

債務保証損失準備資産（平成23年度末残高1,040,000千円）及び融資安定化基金（平成23年度末残高582,906千円）は、銀行による産業活性化資金融資の代位弁済に備えるため取得（積立）したものである。融資安定化基金は平成11年度に市の補助金により取得（積立）している。債務保証損失準備資産は、平成22年度に修繕積立資産から振替して取得（積立）している。この残高は融資残高の一定率（債権者分類に応じた一定率）として、取崩額は融資残高の減少額の10%を上限としている。産業活性化資金融資残高は新規融資がなく返済によって減少しており、この減少に応じて債務保証損失準備資産は取崩されている。債務保証損失準備資産及び融資安定化基金の必要額は、産業活性化資金融資先（41法人）の財務状況を把握していることから、その信用リスクを個別に評価して決定するべきである。必要額の決定にあたっては、支払期日を延長している法人が

あるものの倒産した法人はないこと、融資額のほとんど全ては担保によって保全されていることを十分に考慮して、融資先は横浜市の中小企業等振興策を受けた又は受けている外郭団体、協同組合、商店街団体又は中小企業等であることも勘案しながら、融資先の財務状況に応じた代位弁済の発生リスクに基づいて必要額を精査しなければならない。必要額を超えた残高については取崩を行うことになる。

建設整備償還資金特定資産（平成23年度末残高177,025千円）は、平成22年度より、横浜メディア・ビジネスセンター取得のための借入金の次期の返済の一部に充当するために、債務保証損失準備資産取崩額等の特定資産取崩額及び収支差額を原資に取得（積立）している。建設整備償還資金特定資産の積立額及び残高は、当該借入金の次期の返済額から当該借入金の返済額に充てる市の補助金を差し引いた額となっており、次期に借入金の返済に充てるため全額取崩しされる。このため、建設整備償還資金特定資産の積立額及び残高は、借入金の次期の返済額が確定していることから、当該補助金の額に依存している。

平成22年度の積立額及び残高（346,612千円）は、平成23年度借入金の返済額（346,612千円）の全額を特定資産取崩額及び収支差額を原資に取得（積立）している。平成23年度に当該借入金の返済額に充てる補助金が交付されないためである。

平成23年度の積立額及び残高（177,025千円）は、平成24年度借入金の返済額（290百万円）から平成24年度に当該借入金の返済額に充てる補助金（113百万円）を差し引いた額を特定資産取崩額を原資に取得（積立）している。

なお、横浜メディア・ビジネスセンター取得のための借入金は平成25年度に完済となるため、建設整備償還資金特定資産については平成26年度以降不要になる。

[措置結果]

(経済局)

財政調整特別資産及び修繕積立資産については、必要額を精査し、平成27年4月に積立及び取崩の考え方を規定化しました。また、債務保証損失準備資産（融資安定化基金）については、今後減少していく見通しのため、予め定めた計算方法に基づいて取崩額を精査・算出することとしました。建設整備償還資金特定資産については、25年度で償還が完了し、消滅しました。

2 平成26年度包括外部監査結果報告（平成27年2月18日公表）

第4 外部監査の結果（各論）

I. 創造都市推進費

5. アーツコミッション事業

(3) 監査の結果及び意見

①補助金について

3) 補助金の流用について（文化観光局）

[監査の結果]

平成25年度は、芸術不動産リノベーション助成の実績がゼロとなったことなどを理由として、17,486千円の戻入れが生じている。平成25年度アーツコミッション・ヨコハマの予算、決算は以下のとおりである。

表 46 アーツコミッション・ヨコハマの予算・決算(収入)

(単位：千円)

収入	予算額 A	決算額 B	差額 A-B	備考
横浜市補助金	135,982	118,495	17,486	
講座料収入	—	222	△222	
その他収入(事業費分)	—	300	△300	
その他収入(事務局分)	—	444	△444	
その他収入	9,454	748	8,705	自主財源
合計	145,436	120,211	25,224	

表 47 アーツコミッション・ヨコハマの予算・決算(支出 事業費)

(単位：千円)

支出	予算額 A	決算額 B	差額 A-B	備考
創造活動支援				
先端的芸術活動支援助成	8,000	8,000	—	
創造活動支援助成	5,800	2,730	3,070	3,070 千円未執行
都市文化創造支援助成	5,000	5,000	—	
国際舞台芸術ミーティング	5,000	5,283	△283	
創造活動支援支出計	23,800	21,013	2,786	
創造まちづくり支援				
事務所等開設支援助成	5,500	3,896	1,604	1,604 千円未執行
芸術不動産リノベーション助成	20,000	—	20,000	20,000 千円未執行
リノベーション推進事業(追加)	5,000	4,657	342	
「国内外 OPEN！」	3,000	4,214	△1,214	
創造まちづくり支援支出計	33,500	12,768	20,731	
創造的産業振興モデル事業	20,000	20,159	△159	
創造都市プロモーション	16,700	23,063	△6,363	
アーティスト・イン・レジデンス	1,700	1,730	△30	
助成事業経費	800	800	0	
事業費計 a)	95,600	79,535	16,964	事業費予算決算差額

(注1) 太字が助成事業

表 48 アーツコミッション・ヨコハマの予算・決算(支出 事務局経費)

(単位：千円)

支出	予算額 A	決算額 B	差額 A-B	備考
職員人件費	42,039	30,276	11,762	
アルバイト人件費	3,000	7,485	△4,485	
事務局経費、HP 運営費	2,952	2,047	905	
事務所用備品購入費	765	866	△101	
雑費・消耗品	180	—	180	
事務局経費計 b)	48,936	40,675	8,260	
支出合計 a)+b)	145,436	120,211	25,224	

17,486千円の算出根拠は、事業費の予算決算差額(16,964千円)に一部収入(222千円+300千円)を加えて算出している。しかしながら、本来は事業費全体で戻入額を計上するのではなく、助成金の未執行額について戻入れを行う必要があるのではないかと。なぜなら、助成事業については予算上の執行件数と決算上の執行件数が明確であり、その差額が未執行となることが明確だからである。実際には、助成事業の未執行分を創造都市プロモーションなどの支出超過分に流用している。

たとえば、助成事業とそれ以外の流用をできないようにすれば、創造活動支援助成(差額3,070千円)、事務所等開設支援助成(差額1,604千円)、芸術不動産リノベーション助成(差額20,000千円)の合計24,674千円が未執行であり、この額を戻入れすることもできる。

なお、戻入れに関しては、アーツコミッション・ヨコハマ補助金交付要綱には明確な規定はなく、また、横浜市補助金等の交付に関する規則においては、第20条の補助金の返還に関する規定はあるが、事業間の流用に関しては規定していない。

アーツコミッション・ヨコハマのような予算規模が1億円を超える補助事業においては、事業間の流用のルールを明確にしておく必要がある。

[措置結果]

(文化観光局)

補助金交付要綱第4条第1項第3号及び第4号に規定する助成事業については、その用途のみに使用し、余剰額が生じた場合は市に返還することを明確にするため、当該要綱を平成27年4月1日に改正しました。

第4外部監査の結果(各論)

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

1. 企業連携観光プロモーション事業

(3) 監査の結果及び意見

②補助金実績報告書の記載の十分性について(文化観光局)

[監査の結果]

横浜観光プロモーション認定事業についてビューローから提出された補助金実績報告書は以下のような記載となっていた。

表 71 横浜観光プロモーション事業補助金の実績報告

(単位：円)

項目	執行額	補助金交付額
横浜観光プロモーション認定事業助成金	7,140,000	7,140,000
横浜観光プロモーション認定事業推進費	13,444,000	13,444,000
事業費総額	20,584,000	20,584,000
うち横浜市補助金	20,584,000	
自主財源	0	

(出典：実績報告書)

ビューローから市への実績報告については、平成16年度行政監査結果報告（テーマ「補助金に係る事務事業」）において「報告書類の記載が概括的に過ぎるもの」として改善を要請されている。これに対し平成17年度に市長等が講じた措置（平成18年2月3日公表分）として、「補助金の使途が本市の補助目的に合致しているか検証できるよう、事業内容や収支等についての詳細な報告を求めるよう改めました。」と公表されている。

しかし、上記実績報告においては、市補助金20,584,000円のうち助成金 7,140,000円については認定時期、旅行商品部門・情報発信部門・その他部門の内訳件数等、ある程度実施内容のわかる記載となっているものの、事業推進費 13,444,000円については金額のみで内容の詳細な記載がない。市補助金総額の34.7%を占める助成金について内訳内容が記載されているのに対して、65.3%を占める事業推進費について内訳が不明なのは不十分とも見える。段階的に実績報告書の内容を改善しているようではあるが、補助金の使途が本市の補助目的に合致しているか検証できるような記載とはいえ、行政監査結果に対する措置として不十分であり、改善の趣旨を全うしていないといわざるをえない。さらに、情報公開制度による開示請求があった場合、これにたえる水準かどうかという観点でも疑問である。

所管課は、措置が実質的に確実になされたことを担保すべく、詳細な報告を求めなければならない。

3. 国内誘客事業、5. 横浜おもてなし事業、8. 観光施設維持管理費、9. 海外集客プロモーション事業については、1. 企業連携観光プロモーション事業 (3) 監査の結果及び意見 ②補助金実績報告書の記載の十分性について（監査の結果）と同様であるため、記載を省略する。

[措置結果]

(文化観光局)

平成27年3月20日に「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー補助金交付要綱」を改正し、平成26年度補助金実績報告書より、事業内容について実施時期や回数等、詳細に記載するとともに、補助対象事業の財源について市補助金だけでなく自主財源についても記載するよう指導しました。

第4外部監査の結果（各論）

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

3. 国内誘客事業

(3) 監査の結果及び意見

②国内誘客事業補助金収支決算報告の正確性について（文化観光局）

[監査の結果]

国内誘客事業について、ビューローにおいて実績報告書の収支決算の根拠資料として事業費支出明細や証憑類を確認したところ、次のような問題点が見られた。

表 74 国内誘客事業費支出明細の問題点

ア 他の事業に負担させるべきもの			
事業コード	勘定科目	金額（円）	内容等
001	通信運搬費	149,535	電話使用料12ヶ月分。横浜駅観光案内所の電話回線であるから、横浜おもてなし事業の支出とすべきである
001	印刷製本費	439,000	横浜ビジターズガイド改訂版製作業務委託費。総額4,389,000円のうち3,950,000円をおもてなし事業に、439,000円を国内誘客事業に負担させている。全額おもてなし事業に負担させるべきである
063	委託費	210,000	横浜市観光公式サイト（英語）のドメイン変更に係るウェブサーバ設定。海外集客プロモーション事業に負担させるべきである
イ 共通経費として一定の基準により按分すべきもの			
063	委託費	346,500	ウェブサーバ（日本語・英語・韓国語）ホスティングサービス業務委託。外国語部分は海外集客プロモーション事業に按分すべきである
066	印刷製本費	242,536	ビューロー全体で使用するコピー機 ^ハ パフォーマンス ^ジ 8月分、2月分。共通経費として全事業に按分すべきである

ビューローの担当者から、各支出は事業への直接の関連性によって集計しているが、補助金交付額に合わせるため調整を行っていること、ビューローの法人としての全体

的な共通経費についても、法人全体で法人全体の事業を実施しているとの観点で、個々の補助事業に集計しているとの説明を受けた。

このような集計方法は、各事業での真に必要な経費の額を把握し難いこと、特に、補助事業費と法人運営のための経費との区別があいまいになること、担当者の裁量すなわち恣意性が介入する余地があること、などの点で適切とはいえない。

補助事業に要した経費の集計にあたっては、その事業の遂行に直接要した経費をまず集計し、各事業にまたがる共通経費や間接的経費については客観的な基準を設けた上でその基準に基づき配賦して、法人運営のために必要な経費はビューローの自己財源で充当すべきである。

9. 海外集客プロモーション事業

これらの問題点に関する指摘事項は 3. 国内誘客事業 (3) 監査の結果及び意見 ② 国内誘客事業補助金収支決算報告の正確性について (監査の結果) と同様であるため、記載を省略する。

[措置結果]

(文化観光局)

平成26年度補助金実績報告書より、収支決算の根拠資料を添付し、各事業に直接要した経費を明らかにするとともに、補助対象事業と対象外事業を明確に区分した上で、補助対象事業にかかる共通経費や間接経費についても、客観的な一定の基準による配賦率を定め、各事業に配賦する方法に改めるよう指導しました。

第4 外部監査の結果 (各論)

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

4. ニューツーリズム推進事業

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金実績報告書の事業区分について (文化観光局)

[監査の結果]

市はビューローに対し、ニューツーリズム推進事業補助金7,000千円を交付している。ビューローから提出された実績報告書には事業費総額7,001,945円 (うち横浜市補助金7,000,000円、自主財源1,945円) との記載がある。しかし、国内誘客事業補助金・企業連携観光プロモーション事業補助金・横浜おもてなし事業補助金・海外集客プロモーション事業補助金の実績報告書に記載のある、事業推進費が記載されていない。ビューローにおいて事業費総額7,001,945円について事業費支出明細を閲覧したが、その中に事業推進費は計上されていなかった。

ニューツーリズム推進事業に限って事業推進費がまったく発生しないことは考えにくいので、本補助事業に要した人件費等が他の事業に負担させられている可能性がある。ビューローの説明によると、ニューツーリズムについて国内誘客の一部と捉えているため、この事業単体の事業推進費は計上しておらず、国内誘客事業補助金の実績報告のうちの国内誘客推進費35,167,556円の中に、ニューツーリズム推進事業に要し

た事業推進費が含まれているとのことである。国内誘客事業とニューツーリズム推進事業との全体的な合計額で見れば交付金額と執行額が整合するものの、所管課の事業区分とビューローの事業区分が一致していないことになり、所管課の事業区分から見れば国内誘客事業の交付額が過多、ニューツーリズム推進事業の交付額が過少ということになる。またこの状態が継続すると、各事業に真に必要な経費の金額が不明となる恐れがあり、事業の拡大あるいは縮小の必要が生じた場合にどのくらい予算を増加あるいは減少すればよいかかわからなくなってしまうことにつながる。例えばニューツーリズム推進事業を廃止すると仮定した場合、ニューツーリズム推進事業に対して交付している補助金額7百万円が不要となるだけでなく国内誘客事業補助金も減額する必要があるが、いくら減額すべきか現状では不明である。

ビューローは補助事業に要した経費を適切に集計した上で所管課の事業区分とビューローの事業区分が異なる場合はそれを明示する必要がある。また、所管課は実績報告書の内容につき補助金の執行内容に矛盾や不自然な点がないかを十分に調査して、必要に応じてビューローに説明を求めるべきである。

[措置結果]

(文化観光局)

実績報告書については、平成27年3月20日に「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー補助金交付要綱」を改正し、平成26年度補助金実績報告書より、事業推進費について記載するよう指導しました。

また、記載内容について、必要に応じてビューローにヒヤリングを実施するよう改めました。

なお、当該指摘を受けたニューツーリズム事業は、平成26年度より国内誘客事業に統合し、事業区分が異なる状況は解消されました。

第4 外部監査の結果（各論）

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

5. 横浜おもてなし事業

(3) 監査の結果及び意見

②補助金収支決算報告の事業内容と対応について（文化観光局）

[監査の結果]

横浜人形の家にある観光案内所の運営は、ビューローから(株)相鉄エージェンシーへ委託されている。ビューローにて事業費支出明細や支出根拠資料を確認したところ、年間委託料4,000千円のうち半額2,000千円を横浜おもてなし事業補助金で、残り2,000千円を別の補助事業（観光施設維持管理費）で支出していた。このような処理とする理由につき、ビューローの担当者から、従来横浜人形の家事業として案内機能の強化（観光施設維持管理費 2,000千円）があったが、それとは別に平成25年度から新たに横浜人形の家が外国語対応を行う観光案内所と位置付けられたことに伴う経費2,000千円（横浜おもてなし事業）が交付されたもので、それぞれ別財源となっているとの説明があった。所管課は、事業内容と補助金の対応を整理する必要がある。横浜人形

の家観光案内所運営に関する経費は施設の維持管理とは異なる性質のものであり、全額を横浜おもてなし事業補助金で支出すべきである。

[措置結果]

(文化観光局)

平成26年度予算より、観光案内所の運営にかかる補助金は全て「横浜おもてなし事業」から支出しています。

第4 外部監査の結果（各論）

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

5. 横浜おもてなし事業

(3) 監査の結果及び意見

③横浜人形の家観光案内所の運営管理事務費の追加負担について（文化観光局）

[監査の結果]

横浜人形の家にある観光案内所の運営に関して、ビューローにて事業費支出明細や支出根拠資料を確認したところ、8ヶ月分の光熱水費として252,000円の支出が計上されていた。しかしその内容は横浜人形の家観光案内所の運営管理事務費とのことである。支出の証憑としては(株)相鉄エージェンシーからの請求書が保管されているが、光熱水費には該当しないので、他の適切な勘定科目（委託費ないし負担金）で計上する必要がある。

次に、12ヶ月分のうち8ヶ月分を横浜おもてなし事業補助金で、残り4ヶ月分を別の補助事業（観光施設維持管理費）で支出しているが、横浜人形の家観光案内所運営に関する経費であれば全額を横浜おもてなし事業補助金で支出すべきである。

さらに、運営管理事務費の内容について質問したところ、ビューローの担当者から次のような説明があった。

“ 横浜人形の家観光案内所の運営にあたっては、英語で接客できるスタッフを配置する（派遣を予定）ことが必要である。運営委託先である(株)相鉄エージェンシーで、委託期間開始までにその要件を満たすスタッフが確保できなかったため、ビューローがスタッフを紹介して、(株)相鉄エージェンシーが直接雇用した。採用に伴い、(株)相鉄エージェンシーとの間で労務管理に要する経費の部分をビューローが負担することで合意した。ビューローでは1,000千円未満の契約について契約の履行に必要な事項を記載した見積書をもって契約書の作成を省略できることとなっているため、委託契約書の作成は省略している。また、当該追加負担については市補助金ではなく、当財団の自主財源で措置することとしている。”

(株)相鉄エージェンシーはビューローの賛助会員である。業務委託仕様書の条件を満たす提案が(株)相鉄エージェンシーから出され、ビューロー内の選定委員会での審議を経て、単独随契となった。ビューローは(株)相鉄エージェンシーを仕様書の要求水準を満たす者として選定したが、直前になってスタッフの労務管理事務が業務委託仕様書に含まれていなかったことが明らかになり、追加負担を受け入れることとなった。追加負担額は年間378千円と原契約の9%にのぼる。

今後は業務委託の内容にもれのないよう仕様書を作成する必要がある。

[措置結果]

(文化観光局)

平成27年2月にビューロー内部で経理研修を実施し、実務者の仕様書作成に関する理解を深めるとともに、経理審査を行う総務部内の管理体制を強化するよう指導し、その結果を確認しました。

なお、平成27年度より横浜人形の家観光案内所は業務廃止しました。

第4 外部監査の結果（各論）

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

5. 横浜おもてなし事業

(3) 監査の結果及び意見

⑤ビューローからの補助金返還について（文化観光局）

[監査の結果]

平成25年度にビューローから、補助金額確定による減として4,431,344円が返還され、所管課は横浜おもてなし事業の雑入として受け入れている。

返還額の内容は、平成20～24年度に補助金で充当した人件費の過払い分である。25年度分については補助金の減額として処理された。人件費の過払いは、ビューロー内で一部の職員の昇給時に給与規定の適用を誤り、給与システムへの入力ミスが生じたことが原因であった。発見の契機は、平成25年6月に市職員給与について減額措置が実施されたことである。外郭団体も減額措置の対象となったためビューローが職員給与について調査していく中で発見したとのことである。ビューローに事業費補助を行っている所管課も事業費の細かい内訳まで把握できていないことから、6年にわたり過払いが継続した。ビューロー内では関係者の処分及び再発防止策として給与事務の見直し・マニュアルの作成等を行い、昇給時には本人にも確認を求めるようにしたとの説明を受けた。

市は、団体による過払いが5年以上発見できなかったこと、市職員給与の減額措置がなければ将来にわたり発見できなかった恐れがあることを踏まえて、今回の再発防止策が今後も継続的かつ有効に機能することを確認するとともに、ビューローの支払事務の適正化に直接的に資するような方策、ないしはミスを適時に発見できる仕組みを講じる必要がある。

[措置結果]

(文化観光局)

平成26年4月までにビューロー内部で給与のマニュアル・チェックリストの整備を行い、ダブルチェックの徹底など事務処理のミスを発見できる仕組みを作るとともに、経理審査を行う総務部内の管理体制を強化するよう指導し、その結果を確認しました。

第4 外部監査の結果（各論）

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

8. 観光施設維持管理費

（3）監査の結果及び意見

②補助金の収支決算報告の正確性について（文化観光局）

〔監査の結果〕

ビューローにおいて、収支決算報告のもととなる事業費支出明細や支出根拠資料を確認したところ、次のような問題が見られた。

第一に、実績報告で記載されている消火用ハロンガス点検2,200千円の実際の執行額は1,827千円であり、実績報告の記載は正確ではない。また、2,200千円と1,827千円の差額373千円は人形の家運営費の直接経費に充当されているとのことだが、その経費を特定できない。他の経費に流用したのであれば、そのことがわかるように報告する必要がある。

第二に、横浜人形の家運営費で電気使用料負担額が71千円ほど過大に計上されている。横浜人形を家の運営はビューローが運営管理者に委託して行っているが、ビューローは直接専有している面積分の電気使用料を毎月、運営管理者を通じて支払っている。通常は各年度12か月分の電気使用料が計上されるが、平成25年度は運営管理者との委託契約の最終年度であり、運営管理者に支払うべき電気使用料をすべて含めるため、13か月分の電気使用料を平成25年度の実績としている。1年間に発生した費用の計上としては正確ではない。

第三に、人形の家運営費のうち、補助金額分の18,731千円については、予算額がそのまま決算額となっている。

人形の家運営費は直接・間接の人件費及び直接・間接の経費で構成されている。そのうち、直接経費は実際の支出額の積み上げであるが、そのほかの直接人件費＋間接人件費＋間接経費（以下、「事業推進費」という。）については補助金予算額と同額である。

事業推進費の補助金予算額は後述のように、人形を家の運営に関わる予定職員数と平均人件費予算を掛け、さらに間接経費等の予算を各事業に配賦して算定される。その補助金予算額が補助金決算額と同額であるとともに、人形の家運営費の一部を構成しているということは、人形の家運営費の一部及び補助金の決算額が予算額のままであり、人件費や経費の実績を反映していないことになる。補助金額自体は予算に基づいて算定された金額がそのまま決算額となることもありうるが、少なくとも補助対象事業全体の収支は実績決算額とする必要がある。

補助金に係る収支決算報告は、対象となる事業の実際の収支について、根拠に基づき正確に行う必要がある。

〔措置結果〕

（文化観光局）

平成27年3月20日に「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー補助金交付要綱」を改正し、補助金の対象となる事業内容・事業項目について、所管課と共通認識

を持って事業を遂行するよう指導しました。

また、平成27年度より、経費の流用については、当初の補助目的を逸脱しない範囲で、やむを得ない場合にのみ、変更の事前協議を行い、必要に応じて変更申請を行うよう指導しました。

更に、平成26年度補助金実績報告書より、予算額と決算額を対比させて記載するよう指導しました。

第4外部監査の結果（各論）

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

9. 海外集客プロモーション事業

(3) 監査の結果及び意見

① 補助金実績報告書の記載もれについて（文化観光局）

[監査の結果]

海外集客プロモーション事業についてビューローから提出された実績報告書で、執行額は以下のように報告されていた。

表 89 海外集客プロモーション事業補助金の実績報告

(単位：円)

項目	執行額	補助金交付額
ビジットジャパン地方連携事業等を活用としたプロモーション	5,427,161	5,427,161
横浜・箱根・鎌倉によるインバウンド誘客連携強化	1,004,699	1,000,000
重点地域からのキーパーソン招聘	2,516,547	2,500,000
現地セールス活動	2,006,180	2,000,000
ブランディング事業	321,844	0
セールスツール作成	1,000,000	1,000,000
海外誘客事業管理推進費	26,411,148	26,411,148
事業費総額	44,922,048	38,338,309
うち横浜市補助金	44,338,309	
自主財源	583,739	
執行残額		0

(出典：実績報告書)

(注) 表中内訳には「インターネット情報発信」分が表示されていないが、執行額の事業費総額やその財源はそれを含む金額であるため、整合していない箇所がある。

この実績報告書では、事業費総額の金額とその上の行までの合計が一致していない。ビューローにて実績報告書の根拠資料として事業費支出明細等を確認したところ、ビューローでの海外集客プロモーション事業の内訳には細事業として「インターネット情報発信 6,234,469円」が集計されており、これが市に提出する実績報告書に記載さ

れていなかった。所管課は、不正確な実績報告書にもとづいて、ビューローへの交付金を支払ったことになる。支払前に内容を十分に調査し、記載もれについてはビューローに対し訂正を求めなければならない。

[措置結果]

(文化観光局)

平成27年3月20日に「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー補助金交付要綱」を改正し、平成26年度補助金実績報告書より、事業内容について実施時期や回数等、詳細に記載した上で、誤記、記載漏れ等の無い状態で提出するよう指導するとともに、補助金様式を改正したことで所管課による確認作業が容易となり、厳正なチェックを行っています。

第4 外部監査の結果（各論）

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

9. 海外集客プロモーション事業

(3) 監査の結果及び意見

④ 支払証憑の保管について（文化観光局）

[監査の結果]

ビューローにおいて海外現地セールスのため海外出張を行っている。これに要する旅費交通費を出張旅費請求書に基づいて支払っているが、航空券、宿泊代の領収書が保管されていないもの（いずれもタイ往復二人分）があった。領収書は支払金額の正確性を担保する証憑として重要であるから、もれなく保管しておくことが必要である。

[措置結果]

(文化観光局)

平成27年2月にビューロー内部で経理研修を実施し、出張で航空券・宿泊を本人手配とする場合は、手配後速やかに経費支払を証明できる証憑類(領収書等)の提出を求め、支出伝票へ添付するよう指導しました。

第4 外部監査の結果（各論）

Ⅲ. 観光・コンベンション振興費

10. MICE誘致・開催支援事業

(3) 監査の結果及び意見

④ 補助金実績報告書の記載の十分性について（文化観光局）

[監査の結果]

市は、本事業において、ビューローのMICE誘致・開催支援関連事業に対して補助金（以下、「ビューローへの補助金」あるいは「補助金」という。）を交付している。平成25年度のビューローの実績報告では補助金の決算額が次表のように記載されているが、収支決算がわかりやすく報告されているとはいえない。

実績報告の記載のみの場合、予算との対比がなされておらず、予実分析ができない。また、MICE都市横浜のプロモーションの市補助金充当額は合計と内訳が整合していない。さらに、補助金実績の半分以上（54.7%）を占めるMICE誘致・開催支援事業推進費の内容について説明されていない。

なお、ビューロー全体の決算書では収支の詳細が記載されているが、本補助金の対象となる事業が区分されて示されているわけではない。

これについては 1. 企業連携観光プロモーション事業 (3) 監査の結果及び意見 ② 補助金実績報告書の記載の十分性について（監査の結果）と同様であるため、記載を省略する。

表95 ビューローへの補助金の実績報告（平成25年度）（単位：円）

事業項目	(円)	
		うち市補助金充当
1) MICE 誘致	7,962,684	7,950,000
トレードショー出展・キーパーソン受入・視察受入、コンベンション誘致活動	3,360,984	3,350,000
国内・市内主催者向けセールス活動	700,000	700,000
コンベンション統計等調査等市場把握	1,001,700	1,000,000
海外ネットワーク拡充	2,900,000	2,900,000
2) MICE 開催支援	19,752,045	19,750,000
応援プランの運営	19,001,095	19,000,000
コンベンションサポーターの活用	750,950	750,000
3) MICE を通じた人材育成	3,000,087	3,000,000
MICE オープンカレッジ 2013 の企画実施	1,000,015	1,000,000
日本地震学会、高校生を対象とした特別公開事業と深海調査研究船「かいれい」の見学会実施	1,000,030	1,000,000
横浜 MICE シンポジウムの企画実施	1,000,042	1,000,000
4) MICE 都市横浜のプロモーション	5,486,842	4,500,000
コンベンション誘致用動画制作	3,893,000	3,893,000
ブランドプロモーション用シール作成	49,140	49,140
コンベンションウェブサイトの改訂	600,264	600,264
プランナーズガイドの改訂（自主事業）	944,438	—
5) MICE 誘致・開催支援事業推進費	42,471,640	42,471,640
計	78,673,298	77,671,640

[措置結果]

(文化観光局)

平成27年3月20日に「公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー補助金交付要綱」を改正し、平成26年度補助金実績報告書より、事業ごとの内訳とその内容を記載するとともに、収支計算書に事業ごと及び事業細目ごとに予算と決算の対比を記載するよう指導し、所管課で確認できるようにしました。

第4 外部監査の結果（各論）

IV. 横浜市の文化施設

3. 横浜美術館

（7）監査の結果及び意見

③収蔵品にかかる管理原簿の送付の徹底について（文化観光局）

[監査の結果]

横浜美術館の収蔵品については、所有者である横浜市が、管理用の台帳として管理原簿を作成する一方、指定管理者である横浜市芸術文化振興財団は、収蔵品管理用のデータベースを作成し、現物管理を行っている。本来、横浜市より、毎年度、購入等により増加した分の管理原簿を、管理受託者に送付していたところであるが、平成20年度以降、実施されていなかった。

確かに、毎年度の収蔵品の購入や寄贈にあたっては、横浜市の所管課と指定管理者である横浜市芸術文化振興財団とが協議した上で行っており、両者の認識に齟齬が生じる可能性は少ないものと考えられる。しかし、本来、所有者である横浜市の管理原簿と、現場管理を行う指定管理者側のデータベースとの整合性を定期的に確認することは重要な手続きであり、速やかに対応を図ることが必要である。

[措置結果]

（文化観光局）

収蔵品の管理原簿につきましては、横浜市芸術文化振興財団へ送付し、速やかに対応いたしました。

本市財産の適切な管理を行うため、手続きを徹底してまいります。

第4 外部監査の結果（各論）

IV. 横浜市の文化施設

9. 吉野町市民プラザ、岩間市民プラザ

（5）監査の結果及び意見

③物品（備品）の使用貸借契約の締結について（文化観光局）

[監査の結果]

現在、横浜市と横浜市芸術文化振興財団との間で締結されている公有財産使用貸借契約書上、貸付物件は土地及び建物となっており、ピアノ、音響器具を始めとする各種物品（備品類）については、明示されていない。実際には、市が所有する各種物品の貸与を受けて事業を実施しており、毎年度、横浜市芸術文化振興財団より、管理している備品の台帳を作成し、横浜市に提出する形態にて、現物管理も行われている。

今後、貸与している物品の管理責任を明確化するためにも、物品の使用貸借関係を、横浜市と横浜市芸術文化振興財団との間において、契約書等の形態にて明示することが望ましい。また、現状、補助金を財源として購入した物品については、横浜市と横浜市芸術文化振興財団の間では、特段の取り決めはないことから、通常通り、横浜市芸術文化振興財団の所有資産となっている。一方、横浜市芸術文化振興財団が指定管理者となっている場合には、指定管理料を財源として購入した備品類については、

横浜市に寄贈する形態を採っている。形式的には、補助金であるものの、実態として、市民プラザの運営は指定管理者制度と同一のものである。物品の使用貸借関係を明示する際には、補助金を財源として物品を購入した際の取扱いについても、明定することが併せて望まれる。

[措置結果]

(文化観光局)

平成27年4月1日に公有財産使用貸借契約の変更契約を締結し、無償貸与する施設物品を明示するとともに、指定管理施設に準じた物品の取扱いに関する規定を契約書の中に定めました。